

平成25年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4番	川 島 功 士
副 議 長	1番	尾 関 俊 治
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	間 宮 聡
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	足 立 茂 樹
総 務 部 長	川 部 時 文
企画環境経済部長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越 誠
建設水道部長	森 光 彌
教育文化部長	堀 康 男
参与兼 学校給食センター所長	西崎 美知人
総務課長	杉山 佐都美
環境経済課長	田中 幸 治
福祉健康課長	村井 隆 文
建設課長	近藤 和 男
教育文化課長	奥村 智 彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野 薫 夫
書 記	古 田 裕 子
主 査	石 田 輝 雄

1. 議事日程（第3号）

平成25年3月13日（水曜日） 午後1時30分開議

日程第1	第4号議案	笠松中学校新屋内運動場建設基金条例を廃止する条例について
日程第2	第5号議案	笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	第6号議案	笠松町税条例の一部を改正する条例について
日程第4	第7号議案	羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第5	第8号議案	平成24年度笠松町一般会計補正予算について
日程第6	第9号議案	平成24年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第7	第10号議案	平成24年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第8	第11号議案	平成24年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
日程第9	第12号議案	平成24年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
日程第10	第13号議案	平成24年度笠松町水道事業会計補正予算について
日程第11	第14号議案	平成25年度笠松町一般会計予算について
日程第12	第15号議案	平成25年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
日程第13	第16号議案	平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第14	第17号議案	平成25年度笠松町介護保険特別会計予算について

日程第15 第18号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計予算について

日程第16 第19号議案 平成25年度笠松町水道事業会計予算について

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第4号議案から日程第16 第19号議案までについて

○議長（川島功士君） 日程第1、第4号議案から日程第16、第19号議案までの16議案を一括して議題といたします。

これより総括質疑を行います。

通告順により順次質疑を許します。

7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） 議長のお許しを得ましたので、総括質疑をさせていただきます。

平成25年度予算審議に対する総括質疑をさせていただきます。

第2次安倍内閣がスタートし、2カ月半が経過しようとしています。1月28日に召集された衆参両院本会議では、2006年の首相に就任した際の所信表明演説では、「美しい国、日本」のコンセプトを打ち出していましたが、今回、演説では、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢で経済再生を推し進める方針を明らかにされました。国民に対して直接語りかけるように、「みずからへの誇りと自信を取り戻そうではありませんか。強い日本をつくるのは、ほかの誰でもありません。私たち自身です」と、国民一人一人にみずからの力で成長をしていこうという絞り込まれた明快なメッセージを訴えかけていたと思います。

こうした中、広江町長は今定例会の冒頭、町政に対する基本的な考え方と新年度予算の概要の中で、このいわゆるアベノミクスの効果の兆しが見え始めている旨の発言と、地域経済への波及はいまだあらわれておらず、今年度予算の町税等の歳入面では厳しい状況にある旨の説明をなされました。私も、商工業者の一人として、地方への経済波及はまだ届いていないことは実感しているところであります。

しかし、そうした中でも、来年度予算では今まで大幅に手をつけることができなかった住民生活に直結する社会基盤整備にも積極的に投資していく旨の力強い表明をされ、大変うれしく思っております。苦慮されての予算編成であると思っております。

各事業の内容については、予算の議案の中でお聞きしますが、ここでは重点施策と町の地場産業に絞って幾つかお聞きしたいと思います。

まず1つ目に、「平成25年度重点施策について」御質問をいたします。

①「生涯にわたって楽しく学べるまち」についてお尋ねをいたします。

まず当町で進められている「道徳のまち笠松」の活動についてですが、道徳教育が地域全体に浸透するよう、引き続き事業を進められるとのことですが、「道徳のまち笠松」が今後目指す目標について、どのようなお考えをお持ちかをお聞かせください。

次に、まちの未来を担う子供たちが、今後ますます高度化していく情報化社会に対応できるよう、各小・中学校における情報教育環境の向上を図られるとのことですが、具体的にどのように環境整備を進められるのか、お聞かせください。

さらに、年々増加傾向にある支援が必要な児童・生徒に対し、非常勤講師や教育アシスタントを配慮され、教育環境の整備を進められるということですが、各学校における現在の状況はどのようなか、お聞かせください。

②「人が集う活力あふれるまち」に関連して、地域の資源を生かした地域づくりについてお尋ねをいたします。

多様な産業が活力を生み、地域資源を生かした魅力あるまちとするため、現在の「ふるさと納税」をされた方に、パートナー事業である「ふるさとかさまつ宅配便」を立ち上げ、地元特産品により笠松町をPRすることは大変いい取り組みだと思っております。そこで、この24年度に完成予定の計画で進めておられるブランドづくり検討委員会の商品についても、地元特産品としてPRすべきだと考えますが、ブランドづくりのこれまでの成果や現在の進捗状況はどのようなになっているのか。また、今後の見通しはどのようなか、お聞かせください。

③基本方向、「安全で安心して暮らせるまち」に関連してお尋ねをいたします。

未曾有の災害に遭った東日本大震災から2年がたち、あの東日本大震災以降、町民の防災意識が一層高まりつつある中、この2月に県が発表した東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果では、当町の想定震度最大値が震度6に引き上げられるなど、これまで以上に地域防災の重要性が増しております。町民の関心も高くなっております。新年度予算では、災害時救援物資備蓄の継続や放射性物質拡散を計測する線量計、避難所マット等の防災備品の整備など、防災対策に力を入れた予算計上がされておりますが、実際に災害が発生した場合には、行政ができることには限度があり、災害時に真っ先に町民の皆さんの身を守るのは、地域の皆さん自身であると思います。そのため、常日ごろの防災意識の向上を図ることが必要不可欠であり、毎年実施されている防災訓練の役割が非常に重要であると考えますが、来年度の防災訓練はどのような内容で実施される予定であるのか、お聞かせください。

次に、羽島用水パイプライン上部利用事業についてお尋ねをいたします。

25年度も引き続き羽島署木曾川橋線交差点までの歩道設置を進められるとのことですが、今後の見通しはどのようなになっているのか、お聞かせください。

それから、4月から施行される「空き家等の適正な管理に関する条例」についてお尋ねをいたします。

この条例では、管理不全な空き家等に対して、町による指導・助言を行い、最終的には行政代執行も見据えた規定がされておりますが、現在の当町における空き家等の実態と、また空き家等に対してどのような対応をされていくのか、お聞かせください。

④「いのち輝くまち」についてをお尋ねいたします。

町長の提案では、第5次総合計画の6つの基本方向のうち、前述の3つの項目に重点を置いて取り組み、明るい未来を創出されるということですが、総合計画の基本方向の1つである「いのち輝くやさしいまち」の観点により関連してお尋ねをいたします。

学校教育においては、非常勤講師やアシスタントを配置し、支援を必要とする児童・生徒の環境向上を図られるということですが、就学前から支援を必要とする児童に対しての取り組みをお聞かせください。

次に、2つ目といたしまして、「笠松町の地場産業について」御質問いたします。

昭和の時代は繊維のまちとして栄えた我が町も、繊維産業を中心に衰退し、法人数はもちろん、商工会員数も年々減少しています。町では、現在定住促進や産業支援を近隣市町村に先駆け実施され、数字にはなかなかあらわれていないかもしれませんが、多くの新築住宅を見受けるようになりました。税の増収までは時間がかかるかもしれませんが、財政基盤が整って初めて町民の福祉向上策が打てるのであって、町長さんにはもっともっと地場産業の向上に向けた施策に取り組んでいただきたいと思いますが、これからの取り組みについて何かお考えがあるのか、町長さんにお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 岡田文雄議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、岡田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

平成25年度の重点施策についての各項目にわたっての御質問であります。そのまず第1に、道徳のまち笠松が今後目指す目標についての御質問であります。この道徳のまち笠松の目指すものは、これら笠松町民憲章に込められた3つの心を大切に、毎日の生活の中で町民自身が生かせるようにすることだと考えております。

小・中・高生がみずから地域に出て取り組むあいさつ運動や、あるいはみずから参加をしてトンボ池の竹の伐採などをする皆さんや、ポイ捨てごみ拾いの取り組みなどに活動してみえる皆さんに接するたびに、町民の皆さんの心のありようが強く感じられ、誇らしげに思っているところでもあります。

この道徳のまち笠松の活動が始まって5年になりますが、この中で、「人とつながる心」や、あるいは「みずから取り組む心」や、「人を思いやる心」というこの3つの心は、少しずつではありますが、町民の皆さんに浸透してきたものと実感しております。今後も、我が町をよ

くしようとするボランティアグループや、あるいは各団体の取り組みを多くの町民の皆さんに知っていただいたり、あるいは一緒になって取り組んでいただいたりして、今申し上げた3つの心を育てていきたいと考えております。

こうした取り組みの中で育まれる人とのつながりの心が積み重なって、我が町の人づくりや、あるいは風土づくりになっていくように、一層努めてまいりたいと思っております。

2つ目に、小・中学校における情報教育環境の整備についての御質問であります。この平成25年度予算における各小・中学校の具体的な情報教育環境整備で新規事業として大きなものは、2014年4月8日でのWindows XPのサポートが切れることによるWindows 7へのアップグレードであります。このアップグレードを実施しないと、セキュリティ問題が発生するおそれがありますから、各小・中学校のパソコン教室及び先生方の使用しているパソコンについて、全てアップグレードを実施いたします。また、7年以上経過しているパソコンや、故障等により使用できないパソコンの購入も実施をしております。そうすることで、これからのパソコン教室での情報教育授業においてはもちろんのこと、学校内で使用するパソコンについて、安全かつストレスなくパソコンを使うことができるのではないかと考えております。

その次に、非常勤講師や、あるいは教育アシスタントの現状についての御質問であります。小学校における普通教室軽度発達障がい児や、あるいは特別支援学級児童の付き添い、そしてまた中学校における教室に入ることのできない生徒に対しての学習支援等に対して、非常勤講師や、あるいは特別支援教育アシスタントを配置しておりますが、さまざまな障がいや程度がありますし、年度ごとでも状況は変わりますので、教育委員会からのいろんな情報をもとに、毎年人数やアシスタントのこま数を検討させていただいておりますが、25年度につきましては、非常勤講師の先生は笠松小学校で4名、松枝小学校で4名、下羽栗小学校で3名、そして笠松中学校で4名の配置を計画している状況であります。

その次に、ブランドづくりの進捗状況や、あるいは今後の見通しについての御質問ですが、このブランドづくり検討委員会の活動につきましては、実質的な活動が始まった平成20年度から今年度で当初の目標としていた5年間の活動を終えて、ブランド委員会からの活動の報告があったところでありますが、その活動の内容としては、町の主な農産物である米の活用として、ハツシモの米粉を利用したお菓子、また鮎鮪街道にちなんだ鮎鮪の「鮎燦燦」の開発のほか、ぎふ農協と連携してイチジクの産地化の推進など、さまざまな活動を行ってきたところであります。

中でも、このイチジクについては、平成22年度から栽培を開始して、昨年から本格的に出荷できる体制が整いつつあるわけですが、この新たに産地化を目指すイチジクと、従来から研究してきたハツシモの米粉を活用した商品を開発しようと研究を進めて、昨年10月のリバ

ーサイドカーニバルではこのイチジクのジャム入りのあん巻きとどら焼きの試験販売を行うなど、積極的な活動を展開して一定の成果があったものと考えております。また、先ほど出ました「鮎燦燦」については、委員会での検討の後、商工会の飲食部会が独自に研究を重ねて、平成21年4月の試験販売を皮切りに、本格的な販売を開始し、現在に至っているところであります。このように、委員会の活動が当町内における特産品づくりに取り組む機運を醸成したことも、その成果の一つと認識をしております。

以上のようなことから、委員会としての活動については今年度を区切りとして、今後はこの委員会が行ってきた活動をベースとして、町内業者の方々に商品の開発を委ねて、そしてそれを町が支援するという形へ移行していきたいと考えております。

次に、来年度の防災訓練の内容についてのお尋ねであります。災害に対する備えの基本は、自助及び共助が基本であることは議員の言われるとおりであり、私も同様の考えであります。そのためには各町内会に組織する自主防災会、これによる防災訓練と、小学校区単位で実施する地域別防災訓練を通じて町民の皆さんの防災意識高揚と、知識等の向上に努めていただいているところでありますが、御質問の来年度の防災訓練の予定としましては、現在、自主防災協議会と協議しているところでありますが、小学校区単位によって、避難所運営の模擬訓練を自主防災会や行政や学校等と共同で実施することを、今調整をさせていただいているところであります。この模擬訓練は、避難所の開設や、あるいは避難者の受け入れや、避難所運営を机上でシミュレーションすることによって、基本的事項の把握や問題・課題点等の情報共有が可能となるわけであり、また、この訓練時において、各学校に配備してある防災用備蓄品の取り扱い等の訓練を実施することを予定しております。このような訓練を通じて、自分たちの地域は自分たちで守るという意識高揚を図っていきたいと考えております。

なお、各自主防災会で実施している避難誘導訓練や、あるいは選択訓練は継続をし、実施することとして今協議を行っているところであります。

その次に、羽島用水パイプラインの上部利用事業の今後の見通しについての御質問ですが、この羽島用水のパイプラインの上部利用事業につきましては、歩道整備による安全で快適な道路網の整備を目的として、平成23年度より田代分木工から東幹線の歩道整備工事を実施しており、平成25年度には羽島署木曾川橋線交差点間で整備を進めてまいります。東幹線道路の標準的な横断構成につきましては、車道は幅員が5メートル、西側には3メートルの自転車歩行者道、そしてまた東側2メートルの歩道となり、歩行者や自転車と車両の完全分離により交通弱者の安全が確保できるものとなります。

平成26年度以降は、実施設計業務が完了している西幹線の分木工から県道正木岐阜線までの約250メートルの区間の歩道整備工事と、東幹線においては羽島署木曾川橋線交差点から羽島市境までの約1,350メートルの実施設計の委託を行い、引き続き羽島市境までの歩道整備工事

を実施していきたいと考えております。今後の見通しにつきましては、5年後の平成30年3月までの整備完了を目標にして、財政状況を考慮し、かつ事業の効率性が図られるよう、計画的に進めていく考えであります。

次に、4月から「空き家等の適正な管理に関する条例」が施行となりますが、現在、町内にある空き家等の実態と当面の対応はどうかという御質問であります。この条例は、適正な管理がなされずに、倒壊の危険や不特定の者の侵入により犯罪を誘発するおそれのある空き家等を対象とするものであります。このような空き家については、過去二、三年の間で8件ほどの情報が町民の方から寄せられております。そのうち3件は、所有者により解体等の改善が図られ、現在、町内にある管理不全な空き家は5件把握をしております。これらの空き家は、解体費用等の経済的な問題や、また遠方に居住しているため空き家の管理ができないといった理由で、現在も改善に至っていないという状況であります。今後の当面の対応としましては、これまでのように任意で改善をお願いするということではなく、条例に基づいた指導を行っていき、改善がなされない場合には勧告・命令、最終的には行政代執行の対象にもなるということを御理解いただいて、まずは指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、当該空き家の所有者の方には、この条例が施行となる旨を事前にお伝えをし、再度改善の依頼を行う予定であります。また、条例施行後には、弁護士や行政書士や建築士、そして警察官及び住民代表の5名の方で構成する「空き家等適正管理審議会」を立ち上げて、必要に応じて御意見をお伺いしながら、町内の空き家等の適正な管理を推進してまいりたいと考えております。

次に、就学前から支援を必要とする児童に対する取り組みについての御質問であります。

この就学前から支援を必要とする児童に対する取り組みとしては、町が実施する1歳6カ月健診や2歳児ののこにこ教室、3歳児健診などの機会を捉えて、早い時期から保健師等がかかわりを持つよう努めております。フォローの必要な児童に対しては、ことばの教室が毎月1回開催している「あそびのひろば」やポップの家の訪問支援などで継続的フォローをしており、さらに必要な児童に対しては、ことばの教室への入室につなげています。

また、町福祉健康課、そして郡二町教育委員会、町内の保育所・幼稚園等の関係機関の担当者が参加をする「笠松町発達支援連絡会議」を開催して、3歳児健診後、フォローの必要なお子さんやことばの教室に通所しているお子さんの保育所・幼稚園入所に向けての継続支援や、保育所・幼稚園に入所しているお子さんの支援方法などに関する情報交換や、今後の保育・指導方針などを協議検討しております。

なお、就学前から学校就学後、卒業までの一貫した支援につきましては、「羽島郡二町特別支援教育連携協議会」が設置されておりますが、本年度から新たに事務局を同教育委員会に置いて、「羽島郡二町子ども早期支援システム」がつくられ、支援体制の一層の強化が図られて

おります。

最後に、地場産業の向上に向けたこれからの取り組みについての御質問であります。

町内の産業対策につきましては、産業振興支援制度を設けて、今年度までに合計21件の助成を行い、新規事業者の進出及び既存事業所の設備拡充の支援を図ってきたところであり、当初3年間の予定であったこの期間を2年間延長して、町内事業者の振興支援と新規事業者の進出に努めているところであります。

また、経済のグローバル化や、あるいは新興国の経済発展などに伴って、国内の産業構造が急速に変化している中、新しい成長分野に挑戦する企業への支援などが重要と考えておりますが、そのためには県の関係部局と連携を密にしながら、その必要な施策を講じるとともに、商工会との連携を今まで以上に強化をしながら対応を考えていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） どうも丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。また、25年度には本当に光が見えたということで、本当にいい施策を、そしてまた縦からも横からも、下からも上からも、いろんな方向からもいろいろ検討され、25年度に向けての施策を、本当に素晴らしいものだと思っております。

それで1つか2つちょっとお聞きしたいところと、要望がありますので、よろしく願いいたします。

防災訓練の件ですが、先ほどいろいろお話をいただきましたが、東日本大震災では避難所へ避難されたわけですが、そこで学生の活躍が相当大きくウエートを占めたと、高校・中学生の子供たちが。そういう子たちと一緒に防災訓練をやったらどうかなと、提案ですが、それも一つの訓練じゃないか。というのは、平日に学校の授業のときに防災訓練、町内会、我々は松枝地区ですので、松枝地区の一般の方と、小学校の子供と防災訓練で体育館へ避難して、そこで触れ合って、本当の実施訓練ぐらいしたらどうかなあというふうに思っておりますが、その辺のところの町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今議員が言われたことは、本当に重要なことだと思います。2年前の東日本大震災のときに、テレビで見たのでありますが、避難所へ多くのお年寄りの方や皆さんが見えたときに、小学生がお年寄りの肩をたたいて癒やしていたこと、そしてまた中学生が、自分たちができる受け付けや、あるいは人の整理を自主的にやって対応していたこと。本当に素晴らしい姿でありましたし、これは誰から言われたことでもなく、子供たちがみずから自分たちのできることは自分たちでやろうということでやってくれた姿であったと思います。そのようなことをやはり大事にして、避難所の運営をするためにはどうしたらいいだろうかというこ

とを、まず基本的に町内会や、あるいは行政も、あるいは学校も集まって、今度の避難訓練のときにはその代表者の皆さんに集まっていただいて、机上でのいろんな訓練をしたいと思っております。それがもとになって、それぞれの学校、あるいは行政、町内会の皆さんがまた自主的に、いろんな考えのもとに展開ができるものじゃないかと思っておりますので、まずその第一歩を今度の防災訓練の1つの目玉として進めていきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） ありがとうございます。本当に前向きな答弁、ありがとうございました。

続いてですが、道德のところは一般質問でも皆さんに町長のほうからいろいろお答えしていただきましたので、ただ1つ、たまたまうちの女房が道德のほうの委員をやっておりまして、朝早く7時ごろから学校の正門に立ってあいさつ運動をやっていますが、年々すばらしく子供が反応するようになったということで、大変実績ができたということで、小学生に対して褒めておりましたので、これを御報告ということでしておきます。

それから羽島用水パイプライン化のことですが、上部利用で、歩道を西に3メートル、東に2メートルということでやっていただけるわけですが、例えば自転車で南から来る人は左側通行、北から行く人は右側通行。東側は2メートルだもんで、歩道と自転車と、それから西側は3メートルで自転車と歩行者、こっちはいいんですが、東側は恐らく学校の帰りだと2メートルしかないもんで、その辺のところはどういうふうな関係になるのか。西側は3メートルですね。歩道と自転車と仕切るんですか、それとも東の2メートルのほうはそのまま歩道と自転車が同じように通行するのか。自転車というのは、大体法律では車道を走らないかんというふうになっていますけれども、学生の場合はどうかなと思っておりますが、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（川島功士君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 歩道と自転車歩行者道の区分の関係でございますが、基本的に自転車歩行者道というのは、自転車と歩行者が一緒になって通ることができる道というのは、先般、町のほうでも条例を制定させていただいたんですが、基本的には幅が3メートル以上あるところにつきましては、自転車と歩行者が共存して一緒に通ることができるということで、今西側で3メートルで、自転車歩行者道ということで、自転車が通ってもいい歩道ということで、西側のほうで考えております。ですから、東側につきましては、2メートルの幅員でございますので、こちらにつきましては警察ともちょっと協議してこなならんのですが、標識として、丸い標識の中に人だけが入っているのが歩道です。それから丸い標識で、人と自転車が入っているのが自転車歩行者道になりますので、一応3メートルのほうにしか自転車は通れない

ということで考えております。

ですから、右側通行とか左側通行ということじゃなくて、あくまで西側の3メートルのほうを自転車は通ってくださいということでやっていきたいと思っております。

東側は自転車は通行どめで、基本的には歩道だけです。自転車は通れないということで考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） わかりました。けがのないように、中学生、それからお年寄りがあるところを歩いていますので、ぜひその辺のところも検討していただき、これからもいい方向へ進めていただきたいと思っております。要望しておきます。

それから最後ですが、地場産業についてですが、先ほども言いましたように、戦前戦後を通じて笠松は繊維のまちで、すごく景気のいいまちでありました。ここ近年、平成に入ってから繊維産業が中国へ行って、本当にドーナツ化現象して、笠松町も繊維産業というのは何社、指で数えても数えられるぐらいの町になりました。ぜひここで地場産業の見直しの方向転換をせないかんというような気持ちでおるわけですが、たまたま去年、航空特区というものが国から発表されて、岐阜では各務原がそういう特定の企業にありました。笠松もこれからは、今いい会社があるんですが、航空機産業の。それに向けて、笠松町はそれを何か拡大できるような方向性が持てないのかなというふうに思っておるわけですが、航空特区にしますと、経済面とか就業面でも本当に目いっぱい工場が建って活性化されると思っておりますが、そしてまた、その会社は笠松には下請業者が一軒もありません。ほとんど愛知県、岐南町に1軒か2軒あるだけです。ぜひそのような企業と笠松町がタイアップして、そういう下請業者をふやすような方向性を、行政とか商工会が先頭に立ってやっていただければ、笠松も企業がまた持ち直すんじゃないかというふうに思っております。

商工会も、私が議長をやっておりましたころは1,100軒ばかりあったんですが、今半分の約600ちょっとしかありません。ぜひこれからは笠松町の将来に対して必要な地場産業だと思いますので、どうか行政と商工会と手を結び合って活性化していただきたいと思っておりますので、その辺の町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今お話しになった経済特区の話は、先端航空機産業で各務原が特区のあれに入っているようではありますが、その後もいろいろ要望があった状況の中で、笠松町、あるいは関市がそのような特区の状況に対して、どのような状況なのかということ、これからまた県ともいろいろお聞きしながら進めていかなきゃならないんですが、いろんな情報は今聞いてはおりますが、なかなかそれを整理して対応することが、これからまた問題になってくるん

ではないかと思えますから、そういうことはそういうことでまた進めていきたいと思えますが、そういう先端産業の下請関係の企業というのは、これは当然そういうような特区や、あるいは企業が必要とされる状況であれば、そういう中で出てくる話だろうと思えますから、下請業者を町があっせんするわけにはまいりませんが、そういった環境整備については、そういう話が出たときには我々もいろいろ相談に乗ることができる部分があれば進めていかなければならないことになってくるのではないかと思います。それはまだこれからいろんな状況を見ながら判断をしたいのと、先ほども申し上げましたように、県のそういう部局や、あるいは商工会との連携や、綿密な対応に関しては、一生懸命これから努力をしてやっていきたいと思っておりますので、いろいろ手段や方法についてお知恵があれば御指導いただければありがたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 岡田文雄議員。

○7番（岡田文雄君） どうもありがとうございました。本当に25年度は光輝くまちになると思っています。

中学校屋内体育館が完成しますし、松枝地区では運動公園の第1期が入るということで、大変いいことばかりだと思います。ぜひこのような施策を実行していただくよう、25年度期待しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（川島功士君） 総括質疑の途中ですが、2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時35分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 総括質疑をさせていただきたいと思えます。

町政全般についてですが、特に住民の生活とかかわる点で3点ほどお願いしたいと思えます。まず1つは、生活保護基準の引き下げと町民の暮らしについてです。

昨年の8月、社会保障と税の一体改革法が成立し、その附則に生活保護制度の見直しが掲げられました。一方、2011年の4月に厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会が立ち上げられ、昨年の後半には報告書の取りまとめをする予定になっていましたが、12月の総選挙の結果、自公政権が復活する結果となりました。

自公連立政権のもとで安倍内閣が打ち出した生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者の生活を直撃するばかりではなく、就学援助や介護、国保、保育など国民生活を支える各種制度に深刻な影響を与えることが明らかになり、批判が広がっています。また、生活保護基準は、国民最低生活保障の「要」となっていましたので、働く者のよりどころとなる最低賃金法に

「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする」とありますが、生活保護基準の引き下げは最低賃金にも影響し、ひいては正規労働者、職員の賃金への影響も危惧されます。

そこで町長にお尋ねします。

まず、生活保護基準の引き下げについてどのように考えられるのか、お尋ねします。

生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響についての対応について、説明をお願いします。

2つ目に、TPP（環太平洋連携協定）参加についてです。

TPPは、太平洋を囲む国々の間で物品とサービスの貿易、さらに人や金などの移動の制限を取り払い、経済連携を強めようと、2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で発足し、その後、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が参加し、9カ国でより全面的な貿易の自由化に向けて、21の分野で交渉が行われています。

TPPの最大の特徴は、農産物を含むものの貿易で全面的に関税を撤廃することを原則にしていることです。さらに、金融や保険、公共事業、医療保険制度、労働者の移動など、国民生活や社会を守るために設けられている制度・仕組みまでも、自由な取引、企業活動に「非関税障壁」だとして撤廃、緩和を目指しています。ここには、アジアで経済成長を続けている中国、インド、インドネシアなどは、TPP交渉の国には入っていません。日本経済の発展にとっては、アメリカの従属国のままでTPP参加は、食料主権という独立国の根幹を堅持し、課題である食料の自給率を高めることや、国民の命を守る皆保険制度までも崩され、多くの方々が言われる国のあり方が変えられることになると考えます。町長のTPP参加へのお考えをお聞かせください。

次に、給食費の無料化についてです。

お隣の岐南町では、4月から小・中学生の給食費が無料になることが大きく全国に報道されました。そこで、全日本教職員組合の調査による資料を見ましたところ、各自治体の内訳が出ておまして、全ての子供への給食で、小・中学生全員が9自治体、全額保障です。そして、11自治体が半額保障、また一部の補助をしている自治体が59、合わせて79自治体。そして、幼稚園・小・中学校で全額全員保障しているところが2自治体、そして一部幼・小・中の全員に補助をしているのが5自治体で、合わせて7自治体です。そして、小学校のみが、全額保障が1自治体、それから半額保障が1自治体、一部保障が10自治体の合わせて12。そして、幼稚園のみが、全額保障が1自治体で、一部補助しているのが1自治体で、全員の保障をしている一部、半額、全額、合わせて100自治体がしているようです。そして、補助を一部だけ、例えば

親の低所得者に対してだとか、それから子供が多いところだとか、所得に応じて補助するような形のところで、全額が14自治体、半額が2自治体、それから一部が6自治体で22、合わせて全国で122の自治体で給食費の補助をしていることが出ておりました。

私は、今の中で、どこまで、いわゆる義務教育の無償化の実現の中の一つにはなるかもしれませんが、こんなにも多くの自治体がやっているとは思いませんでした。けれど、私はもし当町としてやっていただけるのなら、現在、小学校が1カ月4,050円、中学校は4,630円とのことですが、今日の厳しい暮らしの中では、親にとっては決して楽ではない家庭もあるのではないのでしょうか。子育て支援の一環として、同一世帯で3人以上の在籍児童・生徒がいる場合や、第3子以降に補助や、またひとり親世帯などへの補助を考えていただくことはできるのではないかと思います。そういう点でどのように考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上で、1回目の質問とします。

○議長（川島功士君） 長野議員の総括質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの御質問の中で、まず第1点の生活保護基準の引き下げについての御質問であります。これは御質問にあったとおり、政府はこの生活保護制度に基づき支給されている生活扶助費について、平成25年度から3年間で段階的に減額する方針を示しておりますが、これは生活保護支給水準の検証結果の公表により、生活扶助が一部の生活保護を受けていない低所得者の生活費の水準を上回る現象が認められたことによるものだと考えております。

このような状況を踏まえて、今回の見直しというのはこの生活扶助費を適正な水準に移行させる措置になるものではないかと考えておりますが、なお住宅扶助や、あるいは医療扶助については大きく変わるものではありませんので、生活していく上で必要な一定水準の生活費、あるいは住居、医療等は確保されているのではないかという認識であります。

次に、生活保護費の引き下げと町民の暮らしについての御質問であります。

この生活保護基準額は、他の生活支援制度を受ける対象者の範囲や、あるいは給付額を決める目安にも使われておりますが、その代表例が、いわゆる住民税の非課税限度額であります。この生活保護受給者でなくても、前年の所得が限度額以下であれば住民税は非課税となりますが、そのため基準額が引き下げられれば、住民税が免除されている低所得者の一部が課税されることとなります。加えて、この住民税は他の制度とも連動しておって、いわゆる介護保険料や、そしてまた国民年金保険料の免除の設定などの影響が広がってくるのではないかと考えられます。政府は、この住民税は前年の所得に課税されるために、平成26年度以降の税制改正において対応し、非課税限度額を参照しているものも、この税制改正を踏まえて対応するとしております。

また、国においては、この生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生じる影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本の考え方として対応することとしておりますので、当町におきましても、国の基本方針を踏まえて今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

その次に、T P Pの参加についての御質問であります。T P Pについてはアベノミクスを推し進める首相が、「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として事実上の参加を表明し、政府内においてはこの交渉参加に向けて、今、各方面の意見調整が進められるという状況にあります。このT P Pのメリットとかデメリットは、いろいろ報道等により承知はしておりますが、この交渉参加に前向きな経済界や、あるいは参加に懸念を示す農業団体や、あるいは消費者団体、そしてまた医療関係団体などがあることも承知はしております。このような状況の中から、いわゆるT P P参加によって当町の多様な分野においても、よくも悪くもいろいろ影響があるものとは推察がされます。

このT P P交渉参加については、我が国の将来を左右する国家レベルのいろいろな問題であるだけに、国民の誰もがわかるような徹底した議論を踏まえた上で、交渉参加の是非を判断されるものではないかと思っております。

その次に、給食費の無料化の問題であります。学校給食費については、学校給食法第11条で、学校給食の運営に必要な施設や設備の整備費、あるいは調理の従事者等の人件費、これは学校給食を実施する設置者である町の負担とされており、それ以外の経費については保護者が負担すべきものと規定はしておりますが、私どもはこの法に基づいて徴収しているところでもあります。

また、子供さんが小・中学校に就学する上で、経済的理由によりお困りの方については、就学援助制度によって、給食費を含め就学に係る費用を支援するなどして対応しているところでもあります。そのほか、子育て支援の一環として、私どもは小・中学校の医療費の無料化や放課後児童クラブなどのさまざまな支援を行っておりますので、そのようなことから、現在、財政的にも厳しい状況の中で、この給食費の補助については、今のところ対応を考えている状況ではありません。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） まず生活保護基準の引き下げですが、基本的に影響してくるのは、住民税の関係でいえば26年度から。けれども、その他の形で、25年度の中で影響してくる部分はありませんでしょうか。

○議長（川島功士君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 今回の生活保護基準の見直しにつきましては、25年の8月から

実施されるというふうなお話ですので、25年の8月時点でそれに基づく細かい影響の資料が流れてくるのではないかというふうに考えておまして、今詳細につきましてはちょっとわからないというのが現状であります。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 生活保護の現状で、3月1日現在でもいいんですが、生活保護が何件ぐらい笠松町としてあるのか。それから、準要保護の関係ではどんなふうになっているのか、その2点をお願いいたします。

○議長（川島功士君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 私のほうからは、生活保護の実数についてお答えをいたします。本年、平成25年2月末現在で、世帯数にしまして61世帯、人数にしまして71名の方が保護を受けておられます。

○議長（川島功士君） 堀教育文化部長。

○教育文化部長（堀 康男君） 準要保護の人数でございますが、これは昨年12月11日現在ということをお願いいたします。小・中学校合わせまして95人ということでございます。笠松小学校が9人、松枝小学校が29人、下羽栗小学校が17人、笠松中学校が40人でございます。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 生活保護についても、8月ということですので、そこからこの人数がどうなってくるのかちょっと心配ですが、なお準要保護、いわゆる就学援助の関係は、要保護の基準に合わせて1.5倍までのところで、町として決定できるというのか、これまで国の補助が交付税算入になってきていて見えなくなっているだけに、どんな状況になってきているのかというのが大変、またこれからも心配するところですが、そういうふうには決定は、保護者の申請があつて、民生委員さんをお願いし、その決定は学校と福祉課で行われているのではないかと思いますけれど、そういうふうには考えていいですか。

○議長（川島功士君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 十分な回答になるかどうか自信がありませんが、準要保護というのは、御家庭が、民生児童委員さんであつたり、それから学校であつたりに申請をされる。それに基づいて教育委員会が判断をしております。それで、基本的には200万円以下の収入ということになっていきますけれども、多くの方々は例えば母親だけとか、それから父親だけという例が多いんですが、最近はそのではなくて、収入が非常に少なく、とても子供の就学に費用がかかるといふ御家庭も、申請に基づいて承認をしていますし、先には、今は民生委員さんのコメントも要るわけですが、それがなくなつて教育委員会の判断でということになるようでござ

います。

この金額は、かなりたくさんでありまして、子供1人に対しての就学援助ですから、3人お子さんが学校へ通っていらっしゃれば3人分のものになります。それは学用品代であったり、それから給食代であったり、それから宿泊研修等、修学旅行も含めてですが、そういった子供たちの就学に係るおおよその費用全てを出していただくことになりますので、平均して年間10万円ほどになると思います。もちろん新入学の1年生であったり、卒業前の3年生、6年生でありますとアルバム代等も補助していただけますので、もっと金額的には多くなります。したがって、御家庭によっては35万くらい、就学援助金として支払っている御家庭も現実にはございます。

ちょっと私、承知していませんが、今まで申請のあったものは拒否をしてということはほとんどありません。ただし、お父さんが働けるようになったとか、お母さんも働きに出られたというようなときには、大半は切ります。したがって、先ほど1.5倍という数をおっしゃいましたけれども、その数については現在のところ承知してなくて、申請のあったものについてはほとんど補助をしています。これは、一応地方交付税交付金として来ていますが、町からの支援ということになっています。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 収入の基準が200万以下を対象にということでは言われたと思いますが、こうした生活扶助の基準が引き下げられたときに、そのところが問題になってくるのかなあと思っていますが、まだ8月にならないと具体的にわからないし、それに伴って運用されるということですが、町長さん、この200万円をめどにしたところで、町として就学援助をしていくということの、なるべく引き下げないでお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川島功士君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いろんな問題がありますが、今教育長が言われたように、現状の中で申請のある方に関してはそういうような対応をしている。我々としても、それはそれで見きわめながら進めていきたいと思っています。

今の生保の方が71人ですか、そして準要保護が90人。そういう方にはそういう対応を進めておるわけでありまして、これからいろんな社会状況や国の方針を見きわめながら、一つ一つ注視をしながら対応していきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 引き下げによる影響で、除外されていくことのないような施策になることをお願いしておきたいと思っています。

次に、T P Pの関係ですが、私たちの暮らし、特に日本としてのこれまで築き上げてきた国保の皆保険制度を初め、もちろん主食であるお米を初め農業、本当に農業だけの問題ではないというところがとても大切なことだと思うし、それに現状が、私たちの今の日本経済を保つていこうとすれば、中国やインドや、そこを無視していくような形での経済活動はあり得ないと思いますので、私はこのT P Pの問題はもっともっと皆さんと論議をし、それこそ国民投票をして決めてもらうぐらいの問題ではないかと思いますが、今の安倍内閣は焦ってやろうとしているところが非常に問題だと思うし、私としては絶対やってはならないものとして考えて、政治を見詰めていきたいと思ひますし、運動も進めていかなければならないというふうには思っておりますけれども、その危惧を、本当にならないことを祈るより、今政権として自公政権になったところで起こっていることですが、本当に取り返しのないように、町長も含めて見詰めていくと同時に、よく考えて行動すべきだと思うし、議会としてもまた考えるべきだろうと思ひますけれども、大変私たちの暮らしに問われているものだけということだけ指摘しておきたいと思ひます。

次に、給食費の関係ですが、本当に財政が厳しい中ですので、岐南町のようにあっさりやれるなんていうことにはなる問題ではありませんが、先ほど就学援助には給食費も入っていますので、けれども今の厳しい暮らしの中で、本当に子供の多いところになれば、それから片親のところなどですね。その中では、本当に給食費は意外に負担になっているという声も聞いておりますし、これからまた、お隣でそういうことになると、皆さんの声も上がってくるのではないかと思います。よく皆さんの声や、また実態などに耳を傾けていただけたらと思ひます。私たちも注視していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後3時05分

